

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が、令和2年3月10日に提起した処分庁による令和2年1月8日付け補助金等不交付決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（補助金等不交付決定処分に関する件（令和元年度（危）第1号））について次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事 案 の 概 要

- 1 令和元年12月12日、町内会長である審査請求人は、居住する■■町地内にある階段形状の通路も照らす町内会が設置及び管理する防犯灯が点灯せず、付近の住民が階段から落ちる危険があるため、電気工事店に大至急の工事を依頼した。
- 2 審査請求人は、西尾市防犯灯設置費補助金に関して、新設工事は対象になることは知っていたものの、取替工事には補助金が出ないと思っていた。
- 3 令和元年12月13日、危機管理課に電話にて補助金交付の可能性について確認したところ、取替工事も補助金交付の対象であるものの、補助金交付申請を行い、交付決定を受けた後に工事を行うことが条件となることがわかった。
- 4 審査請求人は、直ちに電気工事店に電話にて事情を話したところ、現地で工事をしている最中だが中断は可能との回答を受けたが、すでに電気工事店が工事に着手されていることから審査請求人の判断で工事を続けてもらうことにした。
- 5 令和元年12月13日の午後、処分庁は、審査請求人から電話にて「電気工事店に電話したところ、施工担当者が工事現場へ出発してしまっていたため、工事を続けてくださいと依頼したので、補助金交付申請には行かない」との報告を受けたため、審査請求人は補助金交付を受けることは諦め、納得したと解釈した。
- 6 令和元年12月16日、審査請求人は、処分庁に出向き補助金等交付申請書の様

式を受け取り、その際、補助金の交付が受けられない場合は不服審査請求を行うと処分庁に話し、令和元年12月19日に処分庁へ補助金交付申請書を提出した。

7 令和2年1月9日、審査請求人は、処分庁から郵送された補助金等不交付決定通知書（令和2年1月8日付け西危第1－756号）で審査請求に係る処分があったことを知った。

8 令和2年3月10日、審査請求人は、処分庁に対して本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消しとする裁決を求めている。

- (1) 自分の知識不足が原因であり、工事を中断していれば助成金が出た案件かもしれないが、手続に不備があったにしても納得できない。工事を迅速にしないと付近の住民が階段から落ちる危険があったことから、今回は寛大な処分をお願いしたい。
- (2) 処分庁は、補助金等交付規則に基づき説明し、一旦は納得されたようであったと回答しているが、補助金の交付が受けられない場合は不服審査請求を行うと処分庁に話した。
- (3) 処分庁は、「町内会長へ依頼する事務説明書」を郵送してあるからということで内容の説明責任を果たしていると言えるのか。新人の町内会長には合同の説明会を設けるべきではないか。防犯灯の新設と修繕の補助金交付については申請方法を変えるべきと思う。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

- (1) 本件処分をした申請は、防犯灯設置費に対する補助金交付申請であり、申請書を提出する期日は、地域つながり課から各町内会長へ発送している「町内会長へ依頼する事務説明書」の23ページに「補助金の申請及び交付決定前に施工された場合は、補助金の交付はできません」と記載しているとおり、工事施工前と定めている。本件については、交付申請書の提出前に工事を施工していることから、本件処分をしたものである。
- (2) 令和元年12月13日に審査請求人から電話にて補助金交付申請には行かない旨の報告を受けており、その際には行政不服審査請求を行うことについて言及されていないため、一旦納得されたと解釈した。このことから、令和元年12月16日に審査請求人が行政不服審査請求に訪れた際には、驚きとともに考えを改められたことを認識した。

- (3) 町内会長には「町内会長へ依頼する事務説明書」に明記することで説明をさせていただき、加えて平成31年4月24日に開催された西尾市代表町内会長会議においても関係資料により説明をさせていただいており、説明責任は果たしていると考えます。申請方法の変更に関しては、新設、修繕（更新）のいずれであっても防犯灯の設置位置をはじめ、工事内容や予算の確認が必要となるため、事前申請の方法を変更する考えはない。

理 由

1 本件処分の妥当性について

補助金交付申請を提出する期日は、西尾市補助金等交付規則（昭和62年西尾市規則第2号）の第4条において市長が定める期日までに提出しなければならないと規定されている。

防犯灯設置費補助金に対する補助金等交付申請については、「町内会長へ依頼する事務説明書」において、補助金の申請及び交付決定前に施工された場合は、補助金の交付ができないこととされている。これは、防犯灯の設置場所や予算状況の確認が必要となることから工事施工前に申請することとされており、適正な補助金執行をするためには必要な措置と認められる。

本件についてみると、審査請求人が主張するように、危険箇所の防犯灯が故障したため、緊急の対応が必要であることは認められる。しかし、①工事施工前に補助金交付申請をする事が必要であったこと、②審査請求人が工事施工前に補助金交付申請をすることができなかったとする相当の理由は見当たらないこと、③本件申請を認めた場合、他事例との公平性の問題があることが考えられること、以上のことから総合的に勘案すると処分庁の手續に違法・不当な点は認められない。

2 説明責任の件について

処分庁は各町内会長に対し、「町内会長へ依頼する事務説明書」において、必要事項を明記することで説明し、加えて西尾市代表町内会長会議においても関係資料により説明していることから説明責任は果たしている。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年6月4日

審査庁 西尾市長 中 村 健